**予防接種に保護者が同伴できない場合の委任状について**

16歳未満のお子さんが新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合は、保護者（父・母・後見人）が同伴することが原則です。ただし、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っており、予診票の内容をよく理解している親族（祖父母等）などが同伴し、予防接種を受けることも可能です。

その場合は、保護者の委任状が必要になります。保護者以外の方（代理人）が同伴する場合は、保護者が下記の委任状に記入し、予診票と一緒に医療機関（接種会場）に提出してください。なお、代理人の身分確認証（運転免許証、保険証等）もご持参ください。

※代理人が同伴する場合であっても、状況により保護者の緊急連絡先に連絡することがありますのでご了承ください。

新型コロナウイルスワクチン接種委任状

　　　　　　　　　　　　　（接種年月日）　　　　年　　月　　日

　保護者(委任者)　住　所

　　　　　　　　　氏　名（保護者自署）

　　　　　　　　　緊急時の連絡先（電話番号）

私は、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性及び予防接種健康被害救済

制度などを理解した上で、本日の新型コロナウイルスワクチン接種に関する一切の

権限を代理人に委任します。

　予防接種を受ける方　氏　名

　　　　　　　　　　生年月日　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

代理人(同伴者)　住　所

　　　　　　　　　氏　名（代理人自署）

　　　　　　　　　　　　　予防接種を受ける方との関係（続柄）

連絡先（電話番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　安八郡神戸町長　様